

# 令和5年度業務管理体制一般検査等について

令和6年3月 広島県医療介護基盤課

## 1 概要

介護保険法第115条の33第1項に基づき介護サービス事業者に対し業務管理体制一般検査を次のとおり実施しました。

- (1) 検査方法: 該当事業者に対して文書により通知の上、電子申請システムにより実施。
- (2) 実施期間: 令和5年12月22日から令和6年1月31日

## 2 検査結果

次のとおり

《令和5年度 業務管理体制一般検査》集計結果		回答件数：138件			
		2024年3月5日			
1 法令遵守方針の整備・周知			集計		
【法令遵守方針】 法令遵守方針とは、事業運営に責任のある経営者(陣)の、業務管理態勢(法令等遵守)についての、考え(方針)です。			件数	割合	
ア	法令等遵守方針(※)を定めていますか。 (該当する番号を記入してください)	① 定めている	130	94%	
	※法令等遵守方針(例：職員行動指針、倫理要綱等)	② 定めていない	8	6%	
イ	(上記質問「1ア」で①と回答した事業者のみ) 法令遵守方針について、全役職員に周知していますか。 (該当する番号を記入してください)	① 周知している	129	93%	
		② 周知していない	9	7%	
ウ	(上記質問「1イ」で①と回答した事業者のみ) 法令遵守方針について、全役職員にどのように周知しましたか。具体的に記入してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会及び職員会議での周知</li> <li>・職員研修会での周知</li> <li>・事務所内への掲示</li> <li>・その他</li> <li>・未回答</li> </ul>	40 37 36 23 12	重複あり	
2 法令遵守責任者の役割・責任					
【法令遵守責任者について】 不正行為を未然に防止する法令遵守態勢の整備は、事業者(法人)の責任において取り組むべきものです。法令遵守責任者は、資格や役職を問いませんが、介護保険関係の法令等に精通し、事業者内部に法令遵守を徹底する役割を担います。					
ア	法令遵守責任者が行う役割の内容を、具体的に記入してください。	・法令遵守態勢の監督、指導	75	重複あり	
		・法令遵守規程、マニュアル等の制定、管理	77		
・法令遵守に関する研修の実施	39				
・その他	16				
・未回答	6				
イ	法令遵守責任者の名前及びその役割について、全役職員に周知していますか。 (該当する番号を記入してください)	① 周知している	124	90%	
		② 周知していない	14	10%	
ウ	法令遵守責任者の名前及びその役割について、全役職員にどのように周知しましたか。具体的に記入してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会及び職員会議での周知</li> <li>・各事業所管理者を通して全員に周知</li> <li>・その他</li> <li>・未回答</li> </ul>	57 45 29 11	重複あり	

3 事業所における態勢整備				
管理者又は法令等遵守統括部門は、各種の関連情報を適時に、かつ、効率的に収集・管理するとともに、その内容を分析し、法令等違反行為の未然防止、再発防止を含む法令等遵守態勢の改善に役立てるようにしてください。				
ア	法令等遵守に関する情報を一元的に管理する部門(以下「法令等遵守統括部門」という。)を設置するなど、適切な役割・機能を発揮させる態勢を整備していますか。 法令等遵守統括部門を設置していない場合は、事業者内部において、けん制機能が働く態勢を整備していますか。 (該当する番号を記入してください)	① 整備している	112	81%
		② 整備していない	26	19%
イ	各事業所の管理者は、以下の事項について、定期的に又は必要に応じて把握していますか。 ・サービス実施上の人員・運営基準や介護報酬の請求等が適正に行われているか ・苦情や事故の内容、改善策の検討状況 (該当する番号を記入してください)	① 把握している	137	99%
		② 把握していない	1	1%
ウ	各事業所の管理者は、基準違反、報酬請求の誤りや事故等の報告があった場合、速やかに事実関係を調査した上で、法令等遵守統括部門又は法令遵守責任者に報告し、改善していますか。 (該当する番号を記入してください)	① 調査・報告・改善している	137	99%
		② 調査・報告・改善していない	1	1%
エ	法令等遵守統括部門又は法令遵守責任者は、報告内容を分析することにより、法令等違反行為の未然防止、再発防止策を検討していますか。 (該当する番号を記入してください)	① 検討している	135	98%
		② 検討していない	3	2%
4 法令遵守マニュアルの整備・活用				
ア	法令遵守のために定めたマニュアル等(※)を整備していますか。 (該当する番号を記入してください)  (※)役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方針等を具体的に示した手引書。名称は問わず、虐待防止、身体拘束等廃止、内部通報対応、苦情対応、事故防止、介護給付費の適正請求手引きなど、各種法令等遵守の観点で、具体的な留意点が明文化されたもの	① マニュアル等がある	127	92%
		② マニュアル等がない	11	8%
イ	(上記質問「4ア」で①と回答した事業者のみ) マニュアル等について、全役職員に周知できていますか。 (該当する番号を記入してください)	① 周知できている	122	88%
		② 周知できていない	16	12%
ウ	(上記質問「4イ」で①と回答した事業者のみ) マニュアル等について、全役職員にどのように周知しましたか。 具体的に記入してください。	・役員には、取締役会において周知	3	重複あり
		・職員には毎年開催している法令遵守研修により周知	14	
		・各事業所の常時間閲覧可能な場所において	1	
		・その他	86	
		・未回答	10	
エ	(上記質問「4ア」で①と回答した事業者のみ) マニュアル等について、必要に応じて見直しをしていますか。、	① 必要に応じて見直しをしている	126	91%
		② 見直しをしていない	12	9%

5 研修・指導態勢				
ア	法人内部で行う研修に、法令等遵守のための研修(※)を含めていますか。(該当する番号を記入してください) (※)コンプライアンス(法令遵守)に係る研修 等	① 含めている	131	95%
		② 含めていない	7	5%
イ	法人内部で行う研修に、各事業所等において遵守すべき法令等(※)について、研修・指導する態勢を整備していますか。(該当する番号を記入してください) (※)虐待防止、身体拘束等廃止、ハラスメント対応、内部通報対応、苦情対応、事故防止、介護給付費の適正請求 等	① 整備している	133	96%
		② 整備していない	5	4%
6 法令等違反行為処理態勢				
ア	法令等違反行為の疑いの通報(内部通報)があった場合、速やかに事実関係、背景、原因、他の利用者への影響等を調査する態勢を整備していますか。	① 整備している	131	95%
		② 整備していない	7	5%
イ	(上記質問「6ア」で①と回答した事業者のみ) 上記調査の結果、法令等違反行為に該当するおそれが強いと判断した事例については、速やかに改善措置を講じていますか。 ※事例がない場合は空欄としてください。	① 講じている	101	73%
		② 講じていない	2	1%
		※事例がない	35	26%
ウ	(上記質問「6ア」で①と回答した事業者で、複数の事業所がある場合 事業者のみ) 上記調査の結果、当該事業所以外の事業所等にも調査結果を還元するとともに、全事業所等において再発防止策を講じていますか。 ※事例がない場合は空欄としてください。	① 講じている	106	77%
		② 講じていない	1	1%
		※事例がない	31	22%
※以下の項目は、事業所等の数が20以上の事業者のみ回答してください。				
		対象事業所: 6件 遵守規程添付事業所 20件あり		
7 法令遵守規程				
ア	法令遵守の規程に則り、法令等遵守に関する取り決めに明確に定めた内部規程(以下「法令遵守規程」という。)を作成していますか。 (該当する番号を記入してください) ※最新版の規程(写し)を添付してください。	① 作成している	6	100%
		② 作成していない	0	0%
イ	(上記質問「6ア」で①と回答した事業者のみ) 法令遵守規程を全役職員に周知していますか。	① 周知している	6	100%
		② 周知していない	0	0%
ウ	(上記質問「6イ」で①と回答した事業者のみ) どのような方法で役員及び職員に周知していますか。	・事業所への法令遵守規程を掲示 ・役員及び職員に規程を配布 ・その他	1 1 4	
※以下の項目は、事業所等の数が100以上の事業者のみ回答してください。				
		対象事業所: 0件 監査結果の写し添付事業所 2件あり		
8 業務執行状況の監査				
ア	業務執行状況の監査を定期的実施していますか。 (該当する番号を記入してください)	① 実施している	0	
		② 実施していない	0	
イ	(上記質問「7ア」で①と回答した事業者のみ) 内部監査実施要領等を定めていますか。 ※内部監査を実施している場合は直近の監査結果の写しを添付してください。	① 周知している	0	
		② 周知していない	0	

## 3 その他

### ○業務管理体制の整備に関する事項の届出

行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から、厚生労働省において「業務管理体制に関する届出システム(以下「届出システム」という。)」が構築され、令和5年3月28日から、電子申請等による届出が可能となりました。

届出事項に変更があった場合、当該届出システムにより届出してください。

特に、次の事項について変更があった場合は、必ず届出するようお願いします。

- ・ 事業の規模
- ・ 法令遵守責任者
- ・ 法人本部の所在地・連絡先

※ 次の場合は変更の届出は必要ありません

- ・ 事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合
- ・ 法令遵守規程の軸の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合

なお、届出先は次のとおりです。

届出先区分	届出先
事業者等が3以上の地方厚生局管轄区分に所在する事業者	厚生労働大臣
事業者等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事業所が所在する都道府県知事
事業所等が広島市内にのみ所在する事業者	広島市長(介護保険担当課)
事業所等が呉市内にのみ所在する事業者	呉市長(介護保険担当課)
事業所等が福山市内にのみ所在する事業者	福山市長(介護保険担当課)
地域密着型サービス(予防を含む)のみを行い、事業所等が同一市町内に所在する事業者	市町長(介護保険担当課)
上記以外の事業者	広島県知事(健康福祉局医療介護基盤課)